

入札参加用・保存

入札のしおり

平成 18 年 9 月

印西地区環境整備事業組合

目 次

はじめに	-----	2
入札約款	-----	3
入札の心得	-----	7

は じ め に

入札は、公平さと競争維持を基本として、地方自治法等の法律や入札約款等の印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）規定に基づき厳格に執行されており、各入札参加者においても入札手続きについて十分理解しておかなければなりません。

このため、入札参加者が手軽に参照できるように作成したのがこのしおりです。

組合における入札執行は、おおむね次のような流れに沿って進められます。

①誓約書と委任状の確認 ⇨ ②入札辞退の確認 ⇨ ③入札開始宣言・入札 ⇨ ④開札・入札書の確認 ⇨ ⑤開札結果の読上げ ⇨ ⑥落札宣言

これまでの入札執行の経験から、入札参加者には特に次の点に御留意していただきたいと思えます。

(1) 入札書、誓約書、委任状は、組合様式を用いること。

(パソコン等で作成する場合打ち間違いのないよう十分注意すること。)

(2) 入札書は、再度入札がある場合があるので最低2部用意すること。

(3) 工事等の箇所、工事等の名称は、「入札執行について」の通知に基づき記載すること。

(4) 都合により入札を辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず辞退届を提出すること。

なお、辞退したことを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(5) 委任状は、代理人では訂正できないので、代表者の捨て印を押しておくこと。

なお、入札参加者は、訂正等を行う場合があるので自己の印鑑を持参すること。

各入札参加者は、このしおりを十分参照し、法令を守り公正な入札に参加していただくようお願いいたします。

印西地区環境整備事業組合工事等入札約款

(目的)

第1条 印西地区環境整備事業組合の発注に係る工事又は製造の請負、工所用材料の買入れ及び調査、測量、設計の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるものの他、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の指名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。※代表者（氏名）印を必ず押印のこと。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。※代表者（氏名）印を必ず押印のこと。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格のある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退すると

きは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（無効となる入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 誓約書を提出しない者がした入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (10) 入札書に辞退と記入し、入札箱に投函した入札書
- (11) その他入札に関し特に組合管理者の指定した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務及び工事事務の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあっては、再度の入札を行わない。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は当該契約（仮契約を含む）の締結と同

時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、契約当事者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証証券契約の締結
- (4) 契約代金の100分の10以上の契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(その他)

第12条 契約当事者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(沿革)	平成8年8月19日	制定施行
	平成9年4月1日	改正施行
	平成15年7月1日	改正施行
	平成16年5月1日	改正施行
	平成18年9月1日	改正施行

入札の心得

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」）における入札は、入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意のうえ、入札を行ってください。

1. 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、組合様式による委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に組合様式による誓約書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札書は組合様式により作成し、封かんの上、入札者の指名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

2. 入札参加の辞退について

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（組合様式）を契約担当者に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3. 無効となる入札について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
 - ④ 記名、押印を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合であると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

4. 落札者の決定について

- (1) 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 委託業務及び工事用材料の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

5. 再度入札について

- (1) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

(3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

(4) 入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

6. 異議の申立について

(1) 入札をした者は、入札後、入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。